

新潟市告示第 6 9 4 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 0 月 2 5 日

新潟市長 篠 田 昭

| 道路の 種 類 | 路 線 名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 敷 地 の | |
|------------|-------------|--|------------|-------------|---------|
| | | | | 幅員 (m) | 延長(m) |
| 市道 | 北上第 6 号覚路津線 | 新潟市秋葉区覚路津字味噌通 705 番 1 地先から 新潟市秋葉区覚路津字味噌通 702 番 1 地先まで | 前 | 10.8 ~ 19.8 | 106.3 |
| | | | 後 | 10.8 ~ 31.8 | 107.5 |